

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わります。申請をお忘れなく！

(これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、すべての方の申請が必要です。)

10月分からの支給額は以下のように変わります。

【手当の月額】(平成23年10月分～平成24年3月分)

- ・0歳～3歳未満 : 15,000円(一律)
- ・3歳～小学校修了前 : 10,000円(第3子以降は15,000円)
- ・中学生 : 10,000円(一律)

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

新しい法律により支給要件等の変更が行われたことから10月からの子ども手当を受け取るためには、請求者となる方かどうか確認します。これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つすべての方は、役場へ申請をしてください。

(※公務員の方は勤務先へ申請)



支給要件等の変更

- ・子ども手当の請求者は、請求者および子どもの保険証等で確認します。
- ・子どもが海外にすんでいる場合は、子ども手当は、もらえません。
- ・子どもが児童養護施設などに入所している場合は、原則として入所している施設の設置者等が子ども手当を受け取ることとなります。

*平成23年9月末現在で子ども手当受給者には、10月中に申請の案内を郵送します。

これまで受け取っていた方で住所の異動のない方は、平成24年3月31日までに申請すれば10月分までさかのぼって受給することができます。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎0859-54-5210

ご案内

国立公園写真展
「アクティブレンジャー」
が伝える中国四国の自然と活動

国立公園で活動している6名のアクティブレンジャーが、国立公園で出会ったすばらしい自然や風景地など、さまざまな表情を写真で紹介します。

◆期間 9月10日(土)～10月10日(月)

◆場所 大山情報館

(開館時間 8時～18時30分)

◆問い合わせ先

米子自然環境事務所

☎0859-34-9331

調停相談会(無料)

◆日時 10月26日(水) 10時～15時

◆場所 米子市文化ホール

◆内容 交通事故・金銭問題、土地建物の問題、離婚問題、相続の問題など

◆問い合わせ先

鳥取地方裁判所米子支部庶務課

☎0859-22-2205

法律相談会(無料)

◆日時 10月5日(水) 10時～15時

◆場所 鳥取地方・家庭裁判所米子支部

◆定員 30人(当日受付順)

◆問い合わせ先

鳥取県弁護士会

☎0857-22-3912

◆登記相談会(無料)

鳥取地方法務局・鳥取県土地家屋調査士会・鳥取県司法書士会共催による「登記相談会」を実施します。

また、東日本大震災の被災者の方々に支援するため、非難生活を余儀なくされている被災者からの相談に対して積極的に応じます。

◆日時 10月16日(日) 10時～16時

◆場所 鳥取地方法務局米子支局

◆受付 当日会場にて受付します。

◆内容 不動産登記関係、商業・法人登記関係

◆問い合わせ先

鳥取地方法務局

☎0857-22-2191